

岩手県告示第 136 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成 19 年 2 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 保安林予定森林の所在場所 八幡平市天狗森・ニタ子 42 の 1（以上 2 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

ニタ子 42 の 1（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

ニタ子 42 の 1（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

オ 間伐にかかる森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び八幡平市役所に備えておいて縦覧に供する。